



2023年3月10日

各 位

会 社 名 株式会社多摩川ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 榑沢 徹  
(東証スタンダード・コード6838)  
問合せ先 経営企画部 山内 加奈  
電話番号 03-6435-6933

### 第三者割当による第13回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、2023年3月10日付取締役会決議により、第三者割当の方法により株式会社多摩川ホールディングス第13回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること、及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、下記の新株予約権の募集の概要を含む第三者割当契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

(1) 割当日	2023年3月29日
(2) 発行新株予約権の総数	14,000個
(3) 発行価額	総額11,144,000円（本新株予約権1個につき796円）
(4) 当該発行による潜在株式数	1,400,000株 （新株予約権1個につき100株）
(5) 資金調達の内訳	974,344,000円（差引手取概算額：968,544,000円） （内訳）新株予約権発行による調達額：11,144,000円 新株予約権行使による調達額：963,200,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行使価額	688円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当予定先	PY OPULENCE INVESTMENT PTE. LTD.（以下「割当予定先」といいます。）：14,000個

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(9) その他	<p>① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、発行当初から行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増減することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。</p> <p>② 買取請求 割当予定先は、発行会社に対し、行使期間の最終日において残存する未行使の本新株予約権について、当該最終日をもって、本新株予約権 1 個当たり払込金額にて、本新株予約権を取得するよう請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、当該金額を支払うことにより、割当予定先の保有する本新株予約権の全てを買い取ります。</p> <p>③ 譲渡制限 本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権買取契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません（当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、当社取締役会における承認の前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力と関わりがないことの確認、行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、本新株予約権買取契約に係る権利行使等の権利義務について譲受人が引継ぐことを条件に、承認の可否を判断いたします。なお、当社取締役会で、本新株予約権の譲渡が承認された場合には、当該内容を適時適切に開示いたします。）。</p> <p>④ その他 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。</p>
---------	--

(注) 本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、「社会インフラの整備に貢献する企業」という基本方針のもとに、「企業再生、再生エネルギーの普及、創出したキャッシュの再投資」という 3 つの「再」を掲げ、「事業投資」という行為を通じて、地方経済の活性化とその発展を促す循環型社会の実現を目指し、電子・通信用機器事業及び再生可能エネルギー事業を展開しております。また、当社グループはこれまで、5 G /IoT 時代に必要な「高周波技術」と「デジタル技術」を融合した製品開発により、「地球温暖化」や「日本のエネルギー自給率の向上」による社会貢献に取り組んでまいりました。

現在、当社グループが属する電子・通信用機器や再生可能エネルギーといった事業分野においては、新型コロナウイルスの影響やロシア/ウクライナ情勢悪化により、世界的な供給不足による部材調達の長期化が続いております。このような状況下において、当社グループは、2023 年 2 月 14 日付の「2023 年 3 月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」「2023 年 3 月期第

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 13 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

3 四半期決算短信」にて公表しましたとおり、2023 年 3 月期の期初計画の修正を余儀なくされ、当第 3 四半期連結累計期間における売上高は、1,908 百万円（前年同期比 54.0%減）、営業損失 477 百万円（前年同期は営業利益 231 百万円）、経常損失 484 百万円（前年同期は経常利益 196 百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は 460 百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純利益 139 百万円）となりました。今後当社が継続的に発展していくためには、安定的な財務戦略を背景とした新規投資案件への資金投下が必要となりますが、世界的な電子部品調達難や再生可能エネルギー発電所開発に係る部材調達の遅れから製品納入や債権回収の時期にも影響が出ております。一方で、電子・通信用機器事業においては、官公庁や公共分野における業務用無線や、災害対策、監視システム向けとしての光伝送装置、デジタル信号装置等の需要が増加してきており、案件の受注は堅調に推移していくことを予想しています。また、再生可能エネルギー事業においては、小形風力発電所や太陽光発電所の開発を積極的に推進しており、これまで主に風況の良い地域である北海道において小形風力発電所の開発に注力してまいりました。着実に開発実績を積み上げたことで、小形風力発電所の開発を後押しする金融機関からの引き合いも増えております。足元の受注状況や新規見込み投資案件の獲得が堅調な中、当社グループが 2022 年 12 月末時点で保有する現金及び預金残高 890 百万円は、半導体不足の状態では該当する半導体があれば出来るだけ仕入れておきたいこと、再エネ投資はプロジェクトを行う立地条件によっては銀行融資が難しい局面も予想されるため当社グループの中長期的な財務戦略・事業投資の観点からは十分ではない状況であること、及び現状資金調達の多くをプロジェクトファイナンス等による有利子負債に依存しており、財務健全性を損なうことなく当社が継続的に発展するためには、銀行からの追加借入によって負債を著しく増加させることは適切ではないと考えたことから、本新株予約権の発行による資金調達の実施を決議いたしました。本資金調達における調達資金は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合には、963 百万円となります。当社グループが中長期に向けた企業価値の拡大並びに利益の最大化及び安定した事業基盤を確立するべく、国内の再生可能エネルギー開発（風力発電・太陽光発電）に関するプロジェクトへの投資及び、運転資金（電子・通信用機器事業の運転資金、当社の運転資金）に充当いたします。本資金調達の概要及びその選択の理由につきましては、下記「3. 資金調達方法の選択理由」を、現時点において予定している金額とその用途の詳細については、下記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」をご参照ください。

なお、当社は、2020 年 9 月 16 日付で、第三者割当による行使価額修正条項及び行使許可条項付第 12 回新株予約権を発行いたしました。本日現在、第 12 回新株予約権の行使期間の最中ではありますが、2023 年 3 月 9 日の当社株価は 688 円と第 12 回新株予約権の下限行使価額 1,129 円よりも下回っており、残存する新株予約権の行使が進みにくい状況にあります。しかしながら、当社グループの成長を加速させ、経営安定化と企業価値の向上を図るためには、手元資金を調達する必要があります。そのため、本日公表した「第 12 回新株予約権（行使価格修正条項及び行使許可条項付）の取得及び消却に関するお知らせ」のとおり、2023 年 3 月 10 日付当社取締役会決議において、本新株予約権の発行を条件として、行使が進みにくい状況となった第 12 回の新株予約権のうち未行使のものの取得及び消却を行い、新たに本新株予約権の発行をすることが、当社の将来的な企業価値の向上につながり、既存株主を始めとするステークホルダーの利益の最大化につながると判断いたしました。なお、取得及び消却する第 12 回新株予約権の内容は、以下のとおりです。

#### 第 12 回新株予約権

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 13 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(1) 取得及び消却する新株予約権の名称	株式会社多摩川ホールディングス 第12回新株予約権
(2) 発行新株予約権総数	12,554 個
(3) 本日現在までの行使済新株予約権数	3,391 個
(4) 取得及び消却する新株予約権数	9,163 個
(5) 取得価額	総額 9,557,009 円 (新株予約権 1 個あたり 1,043 円)
(6) 取得日及び消却日	2023 年 3 月 29 日 (予定)
(7) 消却後に残存する新株予約権の数	0 個

### 3. 資金調達方法の選択理由

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って、当社の資本が増加する仕組みとなっております。行使期間中に行使価額が修正されない固定行使価額型の新株予約権であり、行使価額の水準以上に株価が上昇した場合に当社が資金を調達できる仕組みとなっております。

当社は、上記の「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、国内の再生可能性エネルギー開発に関するプロジェクトへの投資、安定した事業基盤の確立のための運転資金として、一定規模の資金調達が必要であると考え、2023 年 1 月上旬頃に、資金調達に関する検討を開始致しました。このような状況の中で、従前より当社の成長戦略に理解・賛同をいただいているシンガポールを本拠としてグローバルに投資業務を展開している Perman Yadi 氏 (PY OPULENCE INVESTMENT 社の代表者) と、当社代表取締役社長の榊沢徹とが 2023 年 1 月下旬に面談を行い、当社の事業展開及び資金需要について理解を頂きました。2023 年 2 月下旬に、調達手法について検討した結果、本新株予約権を発行することを内容とする資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす現時点における最良の選択であると、判断いたしました。なお、当社は「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、2020 年 9 月 16 日付で、第三者割当による行使価額修正条項及び行使許可条項付第 12 回新株予約権を発行しており、本日現在、発行新株予約権数 12,554 個に対して、残存新株予約権数 9,163 個 (発行新株予約権個数の約 73%) という行使状況です。第 12 回新株予約権は、下限行使価額を 1,129 円と定めておりましたが、当社株価が下限行使価額を下回る期間が長期間続いており、当社の想定していた資金調達及び投資計画が十分に実現できておりません。そのため、本新株予約権の発行を条件として、行使が進みにくい状況となった第 12 回の新株予約権のうち未行使のもの取得及び消却を行い、現在株価と同等の水準の行使価額で設定した本新株予約権を発行することが、中長期に向けた企業価値の拡大に向けた投資計画の実現に資するものであると考えております。また、本新株予約権の行使価額 688 円 (2023 年 3 月 9 日 (発行決議日前取引日) の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値) で算出した株価純資産倍率 (PBR) が 0.82 倍と 1 倍を下回っており、現在株価が割安な水準にあるため、第 12 回新株予約権のように行使価額が常に現状の基準株価から修正された価額での資金調達ができる仕組みとせずとも、資金調達の実現可能性が十分に考えられること、また、既存株主の利益に配慮したスキームであることも踏まえ、本新株予約権の発行を行使価額が修正されない固定行使価額型のスキームとするように割当予定先と交渉いたしました。

(本スキームの商品性)

<本新株予約権>

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 13 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権は、行使価額が修正されない固定行使価額型のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）を採用しており、行使価額の水準以上に株価が上昇した場合には、本新株予約権の行使請求がなされ、当社が資金を調達できる仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は688円（発行決議日前取引日の当社普通株式の普通取引の終値）に設定されております。本新株予約権の行使価額を現在株価と同等の水準で設定したのは、足元での資金需要に対応し機動的な投資を実現することを企図したことによるものです。また、行使価額が修正されない固定行使価額型のスキームのため、現在株価よりも下回った水準での権利行使は想定されておられません。本新株予約権は、行使価額修正条項付きの新株予約権と比較して、既存株主の皆様の利益にできる限り配慮しながら、当社において必要な資金需要に対応することが可能であり、将来の収益性確保のための成長投資が実現できることから、本資金調達は、既存株主の皆様の株式の希薄化を考慮しましても、中長期的に株主価値の向上に寄与するものと考えております。なお、割当予定先は、発行会社に対し、行使期間の最終日において残存する未行使の本新株予約権について、当該最終日をもって、本新株予約権1個当たり払込金額にて、本新株予約権を取得するよう請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、当該金額を支払うことにより、割当予定先の保有する本新株予約権の全てを買い取る旨本新株予約権買取契約に規定する予定です。

（本スキームのメリット）

① 過度な希薄化の抑制が可能なこと

本新株予約権の目的である当社普通株式数は1,400,000株で固定されており（2022年9月30日現在の発行済株式数6,073,900株に対して23.05%）、将来的な市場株価の変動にかかわらず、本新株予約権の最大交付株式数は限定され、潜在株式数が変動することはありません。但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。

② 株価への影響の軽減

本新株予約権は行使価額が固定されており、当社株価が当該行使価額を上回る局面において資金調達を行うことを想定しております。従いまして、当社株価が行使価額を下回る局面においてはそもそも本新株予約権の行使が行われず、株価低迷を招き得る当社普通株式の市場への供給が回避される設計となっております。

③ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権買取契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません（当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、当社取締役会における承認の前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力と関わりがないことの確認、行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、本新株予約権買取契約に係る権利行使等の権利義務について譲受人が引継ぐことを条件に、承認の可否を判断いたします。なお、当社取締役会で、本新株予約権の譲渡が承認された場合には、当該内容を適時適切に開示いたします。）。

④ その他

下記「7. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置」のとおり、割当予定先は、当社の経営に関与する意図を有しておりません。

（本スキームのデメリット）

① 本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

本新株予約権の最大交付株式数は発行当初から 1,400,000 株で一定であり、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため希薄化が生じます。

② 当初に満額の資金調達ができないこと

本新株予約権の特徴として、割当予定先による行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行時に満額の資金調達が行われるわけではなく、当初に満額が調達される資金調達方法と比べると実際に資金を調達するまでに時間が掛かる可能性があります。

③ 株価低迷時に本新株予約権が行使されず資金調達が困難となる可能性

株価が長期的に行使価額を下回って推移した場合には、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、資金調達が困難となる可能性があります。「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、各資金使途において、特定のタイミングに相応のキャッシュが必要となり得るケースが想定されますが、当社株価が行使価額を下回って推移している場合等には、割当予定先による本新株予約権の行使が進まず資金調達が困難となり、機動的な投資が阻害される可能性があります。

④ 権利不行使

本新株予約権は、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性があります。権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

⑤ 買取請求

本新株予約権発行後、行使期間の最終日において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取りの請求を行う場合があります。但し、買取価額は発行価額と同額となります。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に 1 株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ② 第三者割当型転換社債型新株予約権付社債（以下「CB」といいます。）は、様々な商品設計が考えられますが、一般的に負債性の資金調達であり、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。資金手当てができなかった場合、デフォルトを起こし、経営に甚大な影響を与えるリスクがあります。また、転換又は償還が行われるまで利息負担が生じる可能性があります。株価に連動して転換価額が修正される CB（いわゆる「MSCB」）では、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ③ 株価に連動して行使価額が修正される行使価額修正条項付新株予約権（いわゆる MS ワラント）による資金調達の場合、一般的には、新株予約権の行使により交付される株式数は固定されているものの、行使価額が変動し下方にも修正されるため、行使価額の下方修正がなされた場合には、当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があります。また、当社の業績見通し及び株価上昇見通しにかかわらず、常に現状の基準株価から修正された価額での資金調達となり、当社が想定する当社業績及び株価上昇見通しに関係なく行使が行われる可能性があり、現状の株価より低い水準で新株式が発行されることにより、当社の株価に悪影響を与える恐れがあることから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 13 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ④ 第三者割当による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では新株の適当な割当先が存在しません。
- ⑤ 現在当社は借入による資金調達を行っており、今後とも継続する予定ですが、この予定を超えてさらなる借入による資金調達を行うことは、財務健全性に想定以上の悪影響を与えることとなります。
- ⑥ いわゆるライツ・オフアリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと、当社がこのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフアリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・オフアリングについては、株主様による権利行使に関し不確実性が残ることから、新株予約権による資金調達以上に、資金調達方法としての不確実性が高いと判断しております。

#### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

##### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
974,344,000	5,800,000	968,544,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。従って、行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少することがあります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

4. 発行諸費用の概算額の内訳は、主に証券会社への業務委託費用、弁護士費用、本新株予約権の公正価値算定費用、割当予定先の属性調査費用、及びその他事務費用（変更登記費用等）等の合計額です。

##### (2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 968,544 千円につきましては、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (千円)	支出予定期間
① 国内の再生可能エネルギー開発（風力発電・太陽光発電）に関するプロジェクトへの投資	318,544 千円	2023 年 4 月～2026 年 3 月

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

② 電子・通信用機器事業における運転資金	500,000 千円	2023 年 4 月～2026 年 3 月
③ 当社の運転資金	150,000 千円	2023 年 4 月～2026 年 3 月

- (注) 1. 調達資金は、実際に支出するまでは銀行口座にて管理致します。
2. 資金使途、金額又は支出予定時期について変更があった場合には、その内容を速やかに開示・公表いたします。
3. 本新株予約権の行使の有無は本新株予約権者である割当予定先の判断に依存するため、本新株予約権の行使期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。

① 国内の再生可能エネルギー開発（風力発電・太陽光発電）に関するプロジェクトへの投資  
 当社は、再生可能エネルギーの計画から設計・施工・検査・運用・メンテナンスまでのトータルサポートを手掛ける再生可能エネルギー事業を主たる事業の一つとして、展開しております。再生可能エネルギー事業におきましては、再生エネルギーの普及拡大と脱炭素社会の実現に貢献するべく、小形風力発電所や太陽光発電所の開発を積極的に推進しており、これまで主に風況の良い地域である北海道において小形風力発電所の開発に注力してまいりました。着実に開発実績を積み上げたことで、小形風力発電所の開発を後押しする金融機関からの引き合いも増えております。このような経営環境のもと、風力発電や太陽光発電により得られた電力を効率よく活用する方法も検討しながら、業容拡大を図るべく、投資活動を積極的に行ってまいります。

本新株予約権の調達する資金のうち 318,544 千円を国内の再生可能エネルギー開発（風力発電・太陽光発電）に関するプロジェクトへの投資に充当することを予定しております。各プロジェクトへの投資は、プロジェクトファイナンス等を組み合わせることで、レバレッジをかけながらリターンの極大化を目指していることから、基本的にそれぞれの案件に対して開発に係る総額の約 3 割をエクイティとして充当し、残りは借入によって調達することになりますが、借入によって充当できない場合は、エクイティ含む手元資金によって調達する方針であります。なお、新株予約権の行使の進捗が、支出予定期間より遅れた場合又は調達金額が想定調達金額を下回った場合、手元資金にて充当出来る範囲で充当しつつ、財務健全性への配慮が必要となりますが、銀行ローン等の負債性の資金調達方法を含めた代替手段を追求していく方針です。

- ・国内の風力発電に係る再生可能エネルギー開発に関するプロジェクトへの投資：250,000 千円
- ・国内の太陽光発電に係る再生可能エネルギー開発に関するプロジェクトへの投資：68,544 千円

## ② 電子・通信用機器事業における運転資金（仕入代金）

本新株予約権により調達する資金のうち 500,000 千円については、電子・通信用機器事業を手掛ける当社連結子会社株式会社多摩川電子（以下「多摩川電子」といいます。）の主力商品のひとつである光伝送コンバータや 5G 対応の無線モジュールなどに使われる半導体部品の仕入れに充当することを予定しております。多摩川電子は、売上債権回転期間が一般的な期間よりも長期となっており、その間の資金需要は当社による多摩川電子に対する貸付金を含む多摩川電子の手元資金により充足しております。当事業は、官公庁や公共分野における業務用無線

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 13 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



や、災害対策、監視システム向けとしての光伝送装置、デジタル信号装置等の需要が増加してきており、案件の受注は堅調に推移していくことを予想しています。このような経営環境のもと、将来的な需要を見越した在庫の積み増しをはかるため、当社から多摩川電子社に対する貸付又は出資に本新株予約権による調達資金を充当し、当該資金をもって主力商品のひとつである光伝送コンバータや5G対応の無線モジュールなどに使われる半導体部品の仕入代金へ充当いたします。

### ③ 当社の運転資金

本新株予約権の調達する資金のうち150,000千円については、当社の運転資金に充当することを予定しております。運転資金の内訳として、150,000千円のうち上場維持費用53,000千円、人件費用70,000千円、その他費用27,000千円を見込んでおります。当社はホールディングスカンパニーであるため、当社の運転資金は主要子会社である株式会社多摩川電子及び株式会社多摩川エナジーより賄われております。しかしながら、半導体をはじめとした部材の世界的な供給不足により部材調達が長期化しており、多摩川電子社の収益環境が悪化しております。また多摩川エナジー社も売電収入が安定的に入るには暫く時間を要します。子会社からの当社への管理資金の入金が減少するなか、本件資金を充当します。

#### <前回第三者割当による第12回新株予約権に係る調達資金の充当状況>

当社は、2020年9月16日付で、第三者割当による行使価額修正条項及び行使許可条項付第12回新株予約権を発行いたしました。第12回新株予約権の資金使途の充当実績は次のとおりです。

割当日	2020年9月16日
発行新株予約権数	12,554個
発行価額	総額13,093,822円（新株予約権1個あたり1,043円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	2,506,393,290円
割当先	Marilyn Hweetiang Tang
募集時における発行済株式総数	5,428,200株（2020年7月31日）
当該募集による潜在株式数	1,255,400株
現時点における行使状況	行使済新株予約権に係る株式数：339,100株 （残存新株予約権潜在株式数916,300株）
現時点における調達した資金の額	642,310,222円
発行時における当初の資金使途	① 国内外の再生可能エネルギー開発に関するプロジェクトへの投資（1,108百万円） ・国内各地における再生可能エネルギー発電所開発 ・海外における再生可能エネルギー発電所開発 ② M&A関連の投資（699百万円） ・国内外のハイテク企業への投資

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産学共同研究（進行中及び新規を含む）への投資</li> <li>・海外展開時の現地法人の買収</li> <li>③ 5Gなどの通信技術関連の研究開発投資（699百万円）</li> <li>・国内外の5Gモバイル通信技術企業との共同研究への投資</li> </ul>
発行時における支出予定時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 2020年9月～2023年12月</li> <li>② 2020年9月～2023年12月</li> <li>③ 2020年9月～2023年12月</li> </ul>
現時点における充当状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国内外の再生可能エネルギー開発に関するプロジェクトへの投資（555百万円）</li> <li>② M&amp;A関連の投資（88百万円）</li> <li>③ 5Gなどの通信技術関連の研究開発投資（0百万円）</li> </ul>

(注) 第12回新株予約権の本日時点における未行使分9,163個の全てについて、買入消却を行う予定です。

#### 5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は中長期的に当社グループの企業価値向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。したがって、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

#### 6. 発行条件等の合理性

##### (1) 発行条件が合理的であると判断した理由

当社は、本新株予約権の払込金額の決定に当たり、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である茄子評価株式会社（住所：東京都港区麻布十番1-2-7 ラフィネ麻布十番701号、代表者：那須川進一氏）に依頼しました。

当社は、当該算定機関が下記の前提条件を基に算定した評価額（本新株予約権については1株当たり7.96円。）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額としました。当該算定機関は、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。当該算定機関は、発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の株価、当社普通株式のボラティリティ、予定配当額、無リスク利率や、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

定の前提について、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮して、評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると判断しております。また、本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、算定機関における算定結果を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該算定結果と同額と決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、当初、688円（2023年3月9日（発行決議日前取引日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値）としました。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役2名）から、監査役全員一致の意見として、上記算定根拠に照らした結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、2022年9月30日現在の総議決権数60,090個に対して最大23.30%の希薄化、及び2022年9月30日現在の発行済株式数6,073,900株に対して23.05%の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、持株比率及び議決権比率が低下いたします。

しかしながら、当該資金調達により、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、国内の再生可能エネルギー開発（風力発電・太陽光発電）に関するプロジェクトへの投資及び、運転資金（電子・通信用機器事業の運転資金、当社の運転資金）に充当することにより、中長期的に当社グループの企業価値の向上に資するものであることから、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

## 7. 割当予定先の選定理由等

### （1）割当予定先の概要

（1）	名称	PY OPULENCE INVESTMENT PTE. LTD.
（2）	本店の所在地	18 SIN MING LANE, #07-03 MIDVIEW CITY SINGAPORE 573960
（3）	代表者の役職・氏名	Director Perman Yadi
（4）	事業内容	企業株式投資
（5）	資本金	1 シンガポールドル
（6）	設立年月日	2021年5月

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(7)	発行済株式数	1 株		
(8)	決算期	6 月		
(9)	従業員数	0 人		
(10)	主要取引先	—		
(11)	主要取引銀行	UBS AG SINGAPORE		
(12)	大株主及び持株比率	Perman Yadi 100%		
(13)	上場会社と割当予定先との関係			
	資本関係	UBS AG SINGAPORE（常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店 ダイレクト・カストディ・クリアリング業務部長）を通じて割当予定先が実質株主として 146,000 株を保有している旨口頭にて確認しております。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	2021 年 3 月期	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期
	純資産	—	—	—
	総資産	—	—	—
	1 株当たり純資産	—	—	—
	売上高	—	—	—
	営業利益	—	—	—
	経常利益	—	—	—
	当期純利益	—	—	—
	1 株当たり当期純利益	—	—	—

- (注) 1. 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2023 年 3 月 10 日現在におけるものであります。
2. 割当予定先につきましては、当社から第三者の信用調査機関へ調査を依頼しました。アジアに幅広いネットワークを有する独立系の企業アドバイザー・ファームである Crossborder Pte Ltd（住所：50 Raffles Place, #11-05 Singapore Land Tower, Singapore 048623）による調査を行い、当該割当予定先、主要関係企業及びその関係人物等についても反社会的勢力との関わりを示す情報などはなく、反社会的勢力との関わりのあるものではないと判断される旨の報告書を受領しております。また、これらに加えて、割当予定先が暴力団等とは一切関係がないことについて、その旨を証する書面を、あらためて受領して確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 13 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

3. 2021年2月5日に設立（シンガポールの金融庁）の許可を得て、ファミリーオフィスとして設立しております。最近3年間の経営成績及び財政状態については、割当予定先が免除非公開会社であるため、記載しておりません。

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先の代表者及び出資者である Perman Yadi 氏は、当社の代表取締役である梶沢徹の知人（梶沢徹と Perman Yadi 氏は、過去において和光証券株式会社（現みずほ証券株式会社）での同僚でありました。）であり、2019年2月15日に当社が発行した新株予約権にも資金を拠出頂いており、加えて Perman Yadi 氏が代表者及び出資者である割当予定先についても、当社の実質株主として株式を保有していただいております。本資金調達に際し、2023年1月下旬に、当社代表取締役の梶沢徹が割当予定先の代表者及び出資者である Perman Yadi 氏に対し再生可能エネルギー開発事業及び電子・通信用機器事業について説明したところ、当社の今後の事業展開について理解を頂けました。また、PY OPULENCE INVESTMENT 社は、当社の実質株主として当社の株式を保有していただいております。当社の経営の持続性への関心が高く、短期的な投資収益への期待だけを伴ったものでなく、当社の中長期的な経営計画の実現や持続性の保持にも関心を寄せられています。なお本件引き受けは Perman Yadi 氏が2021年2月に設立したファミリーオフィス（PY OPULENCE INVESTMENT PTE. LTD.）で投資を行う旨の表明がありました。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

当社は、割当予定先から当社の中長期的な成長を期待して行使後の株式は中長期的には原則保有の立場であるが、ただし株価動向次第では短期的に売買益を得ることもある旨の説明を口頭で受けています。また、保有した新株式の売却方法について、株価動向に配慮しながら市場売却を進め、株価への影響を極小化するために、ブロックトレード相手が見つかった場合には、市場外取引で直接売却していくことも検討していく方針であることも口頭により確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先から、銀行の金融資産残高レポートの直近3か月の写しを取得し、2023年1月末時点の銀行の金融資産残高を確認し、当該銀行の残高が、本新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に係る払込資金の一部を上回ることを確認しました。

なお、本新株予約権の行使に係る払込資金が十分でない場合は、割当予定先が保有する当社株式以外の金融資産をその投資環境（景気・企業収益等）及び相場動向（株、為替市場等）を勘案しながら売却し、本新株予約権の行使に係る払込資金に充当する旨、割当予

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

定先より口頭にて確認しております。また、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した株式を売却する事により得た資金を本新株予約権の行使に係る払込資金の原資にすることを予定しているため、割当予定先は本新株予約権の行使に当たっても十分な資金を有していると判断しております。

これにより、当社は、本新株予約権の払込み及び行使に支障がないものと判断しました。

(5) 株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

本新株予約権行使前 (2022年9月30日現在)		本新株予約権行使後	
PY OPULENCE INVESTMENT PTE. LTD.	-	PY OPULENCE INVESTMENT PTE. LTD.	18.90%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE/JASDEC/UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED	15.59%	BNP PARIBAS SECURITIES SERVICE S SINGAPORE/JASDEC/UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED	12.65%
梶沢 徹	3.30%	梶沢 徹	2.68%
島貫 宏昌	2.99%	島貫 宏昌	2.42%
東京短資株式会社	2.58%	東京短資株式会社	2.09%
UBS AG SINGAPORE (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店 ダイレクト・カスタディ・クリアリング業務部長)	2.50%	UBS AG SINGAPORE (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店 ダイレクト・カスタディ・クリアリング業務部長)	2.02%
株式会社SBI証券	2.19%	株式会社SBI証券	1.77%
松本 憲事	0.92%	松本 憲事	0.74%
鄒 積人	0.83%	鄒 積人	0.67%
株式会社山河企画	0.67%	株式会社山河企画	0.54%

- (注) 1. 募集前の大株主及び持株比率は、2022年9月30日現在の株主名簿を基準とし、2022年9月30日現在の発行済株式総数から自己株式数を控除した総株主の議決権の数に基づき算出しております。
2. 募集後の大株主及び持株比率は、2022年9月30日現在の株主名簿を基準とし、2022年9月30日現在の発行済株式総数から自己株式数を控除した総株主の議決権の数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
3. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

4. 割当予定先の募集後の持株比率は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。

5. UBS AG SINGAPORE（常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店 ダイレクト・カスタディ・クリアリング業務部長）が保有している株式数 150,000 株に割当予定先が実質株主として保有する株式 146,000 株が含まれている旨、Perman Yadi 氏より口頭にて確認しております。

#### 9. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。2023年3月期の業績の見通しにつきましては、2023年2月14日に公表した「2023年3月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」にて発表いたしました2023年3月期の通期業績予想より変更はありません。また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、判明次第開示させていただきます。

#### 10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、2022年9月30日現在の総議決権数 60,090 個に対して最大 23.30%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める経営者から一定程度独立した者による、当該発行に係る第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

#### 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### （1）最近3年間の業績

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
連結売上高	6,332	6,742	6,236
連結営業利益	805	211	379
連結経常利益	672	121	331
連結当期純利益	439	90	148
1株当たり当期純利益(円)	96.42	16.62	25.70
1株当たり配当金(円)	7.00	7.00	7.00

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

1株当たり純資産(円)	830.77	900.87	926.00
-------------	--------	--------	--------

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	6,073,900株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	1,083,000株	17.83%

(注) 1. 発行済株式総数は、2022年12月31日現在の発行済株式数であります。

2. 上記潜在株式数は、第10回新株予約権(当社のストック・オプション制度)及び第11回新株予約権(当社のストック・オプション制度)、第12回新株予約権(第三者割当)に係る潜在株式数であります。なお、第12回新株予約権については、本日公表した「第12回新株予約権(行使価格修正条項及び行使許可条項付)の取得及び消却に関するお知らせ」のとおり、未行使のものを取得及び消却する予定です。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	6,073,900株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	2,483,000株	40.88%

(注) 1. 発行済株式総数は、2022年12月31日現在の発行済株式総数であります。

2. 上記潜在株式数は、2022年12月31日現在における潜在株式数に、本新株予約権に係る潜在株式数を記載しております。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
始値	752円	2,137円	1,818円
高値	4,480円	2,817円	1,890円
安値	725円	1,620円	760円
終値	2,176円	1,800円	880円

② 最近6か月間の状況

	2022年10月	2022年11月	2022年12月	2023年1月	2023年2月	2023年3月
始値	640円	612円	850円	773円	801円	696円
高値	674円	932円	988円	808円	820円	706円

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



安 値	612 円	607 円	747 円	731 円	661 円	685 円
終 値	612 円	821 円	775 円	796 円	698 円	688 円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。

2. 2023年3月については2023年3月9日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2023年3月9日
始 値	693 円
高 値	693 円
安 値	688 円
終 値	688 円

(5) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① 第三者割当による新株式発行

払込期日	2022年7月7日
調達資金の額	99,718,000 円
発行価額	1株につき 金 683 円
募集時における発行済株式総数	5,927,900 株
当該募集による発行株式数	146,000 株
募集後における発行済株式総数	6,073,900 株
割当先	PY OPULENCE INVESTMENT PTE. LTD.
発行時における当初の資金用途	Addvalue Technologies Ltd. 株式の投資（取得）費用の一部に充当
発行時における支出予定時期	2022年7月30日
現時点における充当状況	既に資金用途通り充当済みです。

② 第三者割当による新株予約権発行

割当日	2020年9月16日
発行新株予約権数	12,554 個
発行価額	総額 13,093,822 円（新株予約権 1 個あたり 1,043 円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	2,564,066,622 円（差引手取概算額：2,506,393,290 円） （内訳）新株予約権発行分：13,093,822 円 新株予約権行使分：2,550,972,800 円

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 2,032 円 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
割当先	Marilyn Hweetiang Tang
募集時における発行済株式数	5,428,200 株
当該募集による潜在株式数	1,255,400 株（新株予約権 1 個につき 100 株）
現時点における行使状況	行使済新株予約権に係る株式数：339,100 株 （残存新株予約権潜在株式数 916,300 株）
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	642,310,222 円（差引手取概算額：584,636,890 円）
発行時における当初の資金使途	① 国内外の再生可能エネルギー開発に関するプロジェクトへ投資（1,108 百万円） ・国内各地における再生可能エネルギー発電所開発 ・海外における再生可能エネルギー発電所開発 ② M&A 関連の投資（699 百万円） ・国内外のハイテク企業への投資 ・産学共同研究（進行中及び新規を含む）への投資 ・海外展開時の現地法人の買収 ③ 5G などの通信技術関連の研究開発投資（699 百万円） ・国内外の 5G モバイル通信技術企業との共同研究への投資
発行時における支出予定時期	①2020 年 9 月～2023 年 12 月 ②2020 年 9 月～2023 年 12 月 ③2020 年 9 月～2023 年 12 月
現時点における充当状況	①国内外の再生可能エネルギー開発に関するプロジェクトへ投資（555 百万円） ②M&A 関連の投資（88 百万円） ③ 5G などの通信技術関連の研究開発投資（0 百万円）

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 13 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙) 発行要項

## 株式会社多摩川ホールディングス 第 13 回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称  
株式会社多摩川ホールディングス (以下「当社」という。)  
第 13 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額  
金 11,144,000 円
3. 申 込 期 日  
2023 年 3 月 29 日
4. 割当日及び払込期日  
2023 年 3 月 29 日
5. 募 集 の 方 法  
第三者割当ての方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。  
PY OPULENCE INVESTMENT PTE. LTD. 14,000 個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,400,000 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数 (以下「割当株式数」という。)) は、当社普通株式 100 株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額 (第 9 項第(2)号に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者 (以下「本新株予約権者」という。) に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 13 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

14,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 796 円（本新株予約権の払込金額の総額 金 11,144,000 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 688 円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（当社が導入する譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又は当社子会社の取締役又は従業員に対し当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利の取得、転換又は行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

② 株式の分割又は無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割又は無償割当のための基準日（無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする。）の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当の場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行（無償割当の場合を含む。）する場合（当社取締役会の決議に基づく当社又は当社子会社の取締役又は従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当のための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権を行使することができる期間

2023年3月29日から2026年3月31日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

① 当社普通株式に係る株主確定日（株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。）の3営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）前の日から株主確定日までの期間

② 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日

③ 第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権の新

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

株予約権者に通知した場合における当該期間

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条第 2 項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第 273 条第 2 項及び第 274 条第 3 項）の規定に従って、当取締役会が定める取得日の 2 週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

14. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割継承会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第 11 項ないし第 14 項、第 17 項及び第 18 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 13 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

役会の承認を要する。

#### 15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社の普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

#### 16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

#### 18. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

#### 20. 行使請求受付場所

株式会社多摩川ホールディングス 経営企画部

#### 21. 払込取扱場所

株式会社きらぼし銀行 東京みらい営業部

#### 22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じることができる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--



取締役社長に一任する。

- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。

以 上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。